

(3) 教育研究評議会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

教育研究評議会は、国立大学法人法第 21 条に則り整備された国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則に基づき、次のとおり本学の教育研究に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- ii) 中期計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- iii) 基本規則（本法人の経営に関する部分を除く。）、学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv) 教員人事に関する事項
- v) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- vi) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- vii) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- viii) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ix) その他本学の教育研究に関する重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

教育研究評議会は、学長、学長が指名した理事（1 人）、副学長、附属図書館長、附属学校統括部長、学系長、学長が指名した教授若干人及び学長が指名した事務系職員若干人で組織されている。教育研究評議会規則において、「監事は、教育研究評議会に出席し、意見を述べることができる。」とされており、毎回、監事に出席を求めている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

教育研究評議会は、原則、毎月第 2 水曜日に開催。令和 6 年度においては、15 回（第 324 回～第 338 回）開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①盛岡大学・盛岡大学短期大学部との協定締結等 ②学長選考・監察会議予備委員の選出 ③教員人事 ④名誉教授の選考 ⑤令和 7 年度概算要求（教育研究組織改革分（組織整備））事項 ⑥第 4 期中期目標期間（令和 5 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書 ⑦スポーツキャリアサポートコンソーシアムへの入会等 ⑧学系に対応する領域の運営体制 ⑨大学教員人事計画 ⑩令和 7 年度概算要求 ⑪障害学生支援室規則の一部改正 ⑫各種教育プログラムの統合・整理等 ⑬役員会、教育研究評議会及び教授会並びに各種学内委員会等運営の見直し ⑭東日本国際大学との協定締結等 ⑮国立大学法人上越教育大学研究データポリシー ⑯大学院学校教育研究科の令和 8 年度以降のアドミッション・ポリシー ⑰学校教育学部の令和 8 年度以降のアドミッション・ポリシー ⑱共栄大学との協定締結 ⑲遠隔教育活用修学プログラムの導入に伴う学内規則等の改正 ⑳令和 5 年度組織及び各教員の自己点検・評価 ㉑本学専門職学位課程評価基準に係る自己点検・評価結果 ㉒履歴書・教育研究業績書 ㉓清泉大学との協定書等の締結 ㉔令和 8 年度以降の遠隔教育活用修学プログラムにおける申

請資格の拡大 ②⑤二種免許状のみを所有する現職教員が専門職学位課程へ出願する場合の対応 ②⑥部局長等の選考 ②⑦上越教育大学名誉教授称号授与規則の一部改正 ②⑧本学が提供している各種教育プログラムの整理及び関係規則の一部改正 ②⑨本学自己点検・評価規則に基づく評価基準の一部改正 ③⑩令和7年度自己点検・評価の実施計画 ③⑪第4期中期目標・中期計画に係る令和7年度年次計画 ③⑫「案件概要」の作成に係る取組の本実施 ③⑬筑波技術大学との協定締結であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

今年度は特に役員会、教育研究評議会及び教授会並びに各種学内委員会等運営の見直しについて審議し、各種会議等の運営体制について見直しを行った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

教育研究評議会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、十分な成果を上げている。特に、教員及び事務系職員が一体となった大学運営の観点から、役員、教員及び事務系職員で教育研究評議会を構成している。なお、監事及び学長特別補佐に毎回出席を求め、意見を聴取しているため、本学の運営に関し多様な意見が反映されている。